

**令和5年第2回東洋町議会定例会会議録**

**(第 1 号)**

**令和5年6月15日(木)**

**東洋町議会**

余 白

## 令和5年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 令和5年6月15日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)

議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
1番	大坪 千倫 君	2番	廣田 斎史 君
3番	安岡 良仁 君	4番	高畠 俊彦 君
5番	武山 裕一 君	6番	今宮 裕明 君
7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

(第 1 号)

令和5年6月15日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第25号 令和5年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第4] 議案第26号 令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第5] 議案第27号 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第6] 議案第28号 令和5年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第7] 議案第29号 令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第8] 議案第30号 令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第9] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第10] 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- [日程第11] 同意第3号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第12] 報告第1号 令和4年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- [日程第13] 報告第2号 令和4年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- [日程第14] 報告第3号 権利の放棄について

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和5年第2回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、補正予算6件、人事3件、その他3件の計12件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2、第3項の規定により、監査委員から令和5年2月から4月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年4月実施の定期監査の報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年東洋町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部から合計12件の議案を提案させていただきます。内訳といたしましては、令和5年度の補正予算案6件、人事3件、報告3件となっております。

ご審議のうえ、適切にご決定をお願い申し上げます。

提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナワクチン接種の件でございます。

皆様方の生活を一変しました新型コロナウイルスは、5月8日に季節性インフルエンザ同様に、5類感染症へと移行いたしました。まだまだ予断は許されない状況に変わりありませんが、これまでよりも行動制限が緩和されたこともありまして、閉塞感の漂った世の中から普通の世の中へと次第に戻りゆくことを祈念しております。

さて、令和5年度も新型コロナのワクチン接種を実施しております。春夏接種につきましては、65歳以上の方と基礎疾患のある方、そして、医療介護従事者を対象としましたところ、596名の希望者への接種に取り組んでいるところであります。

秋冬接種も実施いたしますので、対象者の方々のワクチン接種へのご理解、ご協力をお願いをいたします。

次に、令和4年度町税等の収納率についてでございます。

令和4年度の町税の収納率について、現年課税分は、固定資産税の99.6パーセントを除き、すべて100パーセント、町税全体の収納率は99.8パーセントとなっており、滞納繰越分を合わせた町税収納率は99.5パーセントでありました。

国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の現年課税分の収納率は100パーセント、滞納繰越分を合わせた国保税徴収率は99.9パーセントでありました。

この実績からも着実に町民の皆様方の納税意識が高まっていることを実感する結果となっております。

今後は、固定資産税において、所有者不明の不動産の対策に取り組んでまいります。

次に、令和4年度ふるさと納税についてでございます。

令和4年度のふるさと納税は、寄付額7400万円を見込んでおりまして、前年度と比較してマイナス1.2パーセントの微減、減少となっております。

今年度に入りまして、ふるさと納税サイトのレイアウトや広告を見直したことによりまして、5月末時点でありますけれども、前年度の同時期と比較して2倍以上の寄付額で推移しております。

自主財源の乏しい本町といたしましては、ふるさと納税の強化に向けて取り組んでまいります。

続いて、令和4年度の決算見込みでございます。

令和4年度の各会計の決算見込みについてご報告をいたしま



す。一般会計と住宅新築資金特別会計と合わせました、普通会計ベースでの歳入歳出決算でございますが、実質収支額は5960万円の黒字となる見込みとなっております。

令和4年度末の基金残高は、前年度末から1億3千万円余りの増、10億700万円となる見込みであります。

特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算を確保できる見込みとなっております。

次に、令和4年度の移住者の実績についてでございます。

令和4年度の本町への移住者の実績は、35組49名となっております。県内10位の移住者獲得実績となっております。

しかし、同年度も人口の自然減には歯止めがかからず、前年度末と比較してマイナス57名と人口減少が進んでおります。

先日、東京・大阪で開催されました、高知暮らしフェアに参加しましたところ、東京では8組10名、大阪では7組11名からの相談がありまして、東京と大阪から2組2名の本町への移住が決定しております。

続きまして、GW期間の町内主要施設の状況についてでございます。今年のGW期間の町内の主要施設の入込客などについてご報告をいたします。

まず、この4月から指定管理となりました、海の駅東洋町ですが、ゴールデンウィーク入込客数は1万1143名で、売上金額は過去最高の1503万7千円、5月4日には、1日の売上金額が過去最高の200万円越えを記録しております。

生見サーフィンビーチのゴールデンウィーク入込客数につい

て、概算でありますけれども、5493名の観光客が利用しております。コロナ前の令和元年が4053名ですので、ゴールデンウィークの入込客数も戻ってきている状況であります。

キャンプ場につきましては、白浜キャンプ場の利用者数は518名とコロナ前の客数に近づいております。

昨年オープンいたしました野根川キャンプ場には、106名の利用がありまして、県内64か所のキャンプ場の中で、おすすめキャンプランキング7位と徐々に人気を集めております。

続いて、四国の右下サーフィンゲームスについてでございます。5月20日に生見サーフィンビーチにおきまして、四国の右下サーフィンゲームスが開催されまして、12クラス、総勢189名の選手がエントリーをいたしました。これは、4年に1回開催の生涯スポーツの世界大会であります、ワールドマスターズゲームズの関西大会の2027年の開催に向けて、機運醸成と競技者への周知を目的としたプレ大会として、本町生見サーフィンビーチで開催されました。

サーフィンは、東京五輪2020を機にメジャースポーツとして親しまれ、これからも需要が高まる可能性を秘めたスポーツであると考えております。今大会が生見サーフィンビーチで開催されましたことは、2年後の大阪・関西万博に向けての大きな誘客につながると考えております。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてでございます。

本年5月末現在のマイナンバーカードの交付率は、86.4パーセントとなっております。交付率は、県内では四万十町に次い

で2位となっております、身分証明や健康保険証、そして、近い将来には運転免許証としても活用できるようになりますので、今後も普及に向けて取り組んでまいります。

次に、防災対策要望活動についてでございます。

6月8日に、高知県議会産業振興土木委員会に対しまして、野根海岸の堤防の補強とかさ上げ、野根川の砂利の掘削について要望活動を行い、6月12日の防災パトロールでは、町内と県内の防災関係機関とともに、現地を視察しまして状況の確認を行いました。

この要望を県が実施する有無は未定でありますけれども、このことが実現しましたら、野根地域における風水害、あるいは、南海トラフ地震が発生した場合の減災につながると考えておりますので、その実現に向けまして、関係各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、徳島県との総合防災訓練についてでございます。

少し先の話となりますが、9月1日の防災の日に合わせて、南海トラフ地震を想定した徳島県と東洋町との連携で防災訓練を実施いたします。

訓練内容につきましては、海や空からの物資輸送訓練や東洋町から海陽町への広域避難訓練などを計画しております。

今年度、被害想定も見直されますが、本町では、避難所不足が課題となっておりますので、この訓練を機に生活圏でもあります、海陽町との防災連携も視野に課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、子ども子育て支援についてでございます。

本町では、これまでも東洋町まち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、子育て世代への各種支援を実施しておりますが、現行制度の運用面の見直し、あるいは、支援拡大に向けての検討に入っておりますが、その実現に向けて、関係機関、関係者との協議、条例等の整備を進めていきます。

この取り組みと並行いたしまして、第3期教育振興基本計画と第3期子ども子育て支援事業計画の見直しも行っております。

次に、町内事業所へのニーズ調査についてでございます。

町内で雇用の場を確保するために、現在、町内事業所にご協力をいただきまして、商工会とともに新規事業、事業の生産拡大、あるいは、事業承継についてのニーズ調査を実施しております。各事業所のニーズを踏まえて、商工会の意見も伺いながら事業に見合った交付金制度の活用など、提案型の事業支援を行っていきたいと考えております。

次に、阿南安芸自動車道についてでございます。

海部野根道路、全長14.3kmのうち東洋町の工事区間、6.8kmの進捗状況についてですが、本町内におきましては、6月上旬までに地権者との境界立会が終了し、今後は、用地の測量に入りまして、順次、用地交渉へと入っていくこととなっております。

おわりに、本町ではスマートフォンをお持ちの方々を対象に、

広報とうようや、東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーション、ライブビジョンのサービスを行っております。

今年も梅雨に入り降雨も多く、台風も発生するシーズンを迎えておりますが、本町の災害情報が自動的に入りますので、町民の皆様方にぜひご利用いただけたら幸いに思います。

以上、簡単でございますけれども、令和5年東洋町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。

ご静聴、ありがとうございました。

(福島 登 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、7番田島毅三夫君、並びに8番西岡尚宏君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高畠議会運営委員長。

(高畠 俊彦 議会運営委員長)

皆様、おはようございます。

議長

議会運営委員会委員長

令和5年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。

6月12日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日15日から6月21日、水曜日までの7日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日15日の本会議散会后から、議案審査のための休会、21日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて、時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。議案（質疑）、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

議案質疑の通告期限は、16日金曜日正午まで、一般質問の通告期限は、15日木曜日午後5時までとする。

次に、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書を総務教育民生常任委員会へ、畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書を産業建設常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

（福島 登 議長）

議長

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日15日から6月21日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日15日から6月21日までの7日間と決定いたしました。

日程第3、議案第25号、令和5年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについての件から、日程第8、議案第30号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての6件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

それでは、議案提案理由説明書の1ページをお願いいたします。

議案第25号、令和5年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年6月15日提出でございま

町長

す。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ5777万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2914万4千円とするものでございます。

債務負担行為では、期間の補正と新たに財務書類等作成支援業務委託料を追加し、地方債では、借入限度額を補正しております。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、人事異動による人件費、徳島バス車内動画CM広告料、高知県広域観光周遊促進事業負担金、地上デジタル放送受信施設等補助金、中島地区農業用排水路拡幅工事費、野根漁港冷海水機改修工事費、野根分団ホース乾燥台設置工事費、東洋町地域防災センター空調機修繕料、理科教育設備等備品購入費、野根中学校校舎雨漏修繕料などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

次に2ページをご覧ください。

議案第26号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年6月15日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ211万(221万)8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1407万5千円とするものでございます。



歳入では、県支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、人件費、国保保健指導事業委託料を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて、3ページ目をご覧ください。

議案第27号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年6月15日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ839万6千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5760万2千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を減額しております。

歳出では、人件費を減額しております。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

4ページをご覧ください。

議案第28号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年6月15日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ230万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2948万9千円とするものでございます。

地方債では、借入限度額を補正しております。

歳入では、国庫支出金、繰入金、町債を計上しております。

歳出では、人件費、甲浦浄化センター設備更新工事費を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

続いて5ページをご覧ください。

議案第29号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年6月15日提出でございます。

提案の理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ664万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2423万9千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、人件費、水道事業継続計画策定委託料を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

6ページをご覧ください。

議案第30号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年6月15日提出でございます。

	<p>提案理由についてでございます。</p> <p>歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2435万8千円とするものでございます。</p> <p>歳入では、観光施設事業収入、繰越金を計上しております。</p> <p>歳出では、業務用冷蔵庫購入費、冷凍ストッカー購入費を計上しております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは私から、議案第25号、令和5年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ5777万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2914万4千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>生松住民課長。</p> <p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは議案第26号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてご説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では歳入歳出それぞれ221万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1407万5千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ここで休憩に入ります。再開は10時10分です。</p> <p>(休憩時間：9時49分)</p> <p>休憩に引き続き、会議を再開します。</p> <p>(再開時間：10時10分)</p> <p>手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>議案第27号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開きください。</p>

<p>議長</p>	<p>補正予算については、歳入歳出それぞれ839万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5760万2千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>それでは私の方から、議案第28号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ230万円減額し、予算の総額を1億2948万9千円とするものです。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>引き続き、議案第29号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて私の方からご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正予算では歳入歳出予算の総額をそれぞれ664万3千円追加し、予算の総額を1億2423万9千円とするものです。</p>

<p>議長</p>	<p>予算書の2ページをお願いします。  (予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>それでは私から、議案第30号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2435万8千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。  (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p> <p>町長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>長崎町長。</p> <p>(長崎 正仁 町長)</p>

それでは議案提案説明書の7ページをご覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。令和5年6月15日提出でございます。

住所は、安芸郡東洋町大字白浜21番地4、氏名は光本孔士氏でございます。生年月日は、昭和31年8月30日、任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間となっております。

提案の理由でございます。

令和5年9月30日をもちまして、人権擁護委員の光本委員が任期満了となりますので、引き続き光本氏を選任したいと存じますので、よろしく願いをいたします。なお、経歴書につきましては8ページに添付をしておりますので、ご参照いただきますよう、お願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は8名であります。(議長を除く)

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番高島俊彦君、並びに5番武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第85条(第84条)の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

4番高島俊彦君、並びに、5番武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。



町長

投票総数 8 票、うち有効投票 8 票、無効投票 0 票であります。  
有効投票中、賛成 8 票、反対 0 票。  
以上のとおりであります。

よって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについての件は、同意することに決定しました。

会場（議場）の閉鎖を解きます。  
（議場閉鎖解除）

日程第 10、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求  
めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。  
長崎町長。

（長崎 正仁 町長）

議案提案理由説明書の 9 ページをご覧ください。

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ  
いて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法  
第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。令和 5 年 6  
月 15 日提出でございます。

住所は、安芸郡東洋町大字野根丙 3015 番地 21、氏名は、  
藤村明美智氏でございます。生年月日は、昭和 31 年 6 月 16 日、  
任期は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年  
間でございます。

提案の理由でございます。

令和 5 年 9 月 30 日をもちまして、人権擁護委員の藤村委員が

議長

任期満了となりますので、引き続き藤村氏を選任したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

なお、経歴書は10ページに添付をしておりますので、ご参照いただきますよう、願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は、8名であります。(議長を除く)

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定

により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

7番今宮裕明君、並びに、失礼しました、6番今宮裕明君、並びに、7番田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成8票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第11、同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委

	<p>員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>長崎町長。</p> <p>（長崎 正仁 町長）</p> <p>議案提案理由説明書の11ページをご覧ください。</p> <p>同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。令和5年6月15日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字生見76番地3、氏名は、橋本良治氏でございます。生年月日は、昭和54年8月1日、任期は、令和5年6月18日から令和8年6月17日までの3年間でございます。</p> <p>提案の理由でございます。</p> <p>令和5年6月17日をもちまして、固定資産評価審査委員の福原房男氏が任期満了となります。新たに橋本良治氏を選任したいと存じます。</p> <p>なお、経歴書は12ページに添付をしておりますので、ご参照いただきますよう、よろしく願い申し上げます。どうぞよろしく願いたします。</p>
<p>町長</p>	<p>（長崎 正仁 町長）</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、</p>
<p>議長</p>	

ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は8名であります。(議長を除く)

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番西岡尚宏君、1番大坪千倫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。8番西岡尚宏君、並びに1番大坪千倫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票7票、無効投票1票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第12、報告第1号、令和4年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第13、報告第2号、令和4年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第14、報告第3号、権利の放棄についての件、もう一度、権利放棄についての件の、以上3件を一括報告を求めます。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書の13ページをご覧ください。

報告第1号、令和4年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご

町長

報告いたします。

翌年度への繰越額につきましては、3億7510万2460円となっております。

なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして14ページをご覧ください。

報告第2号、令和4年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越額につきましては、2380万円となっております。

なお、内容につきましては、別紙、東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

続いて、15ページから16ページをご覧ください。

報告第3号、権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり権利を放棄したので、同条例第2項の規定によりご報告をいたします。

まず、1点目でございます。

債権の名称は、住宅使用料でございます。債務者の件数は127件、権利放棄する金額は総額で、247万3600円となっております。債権の内容につきましては、別添資料のとおりですので、ご参照願いたいと思います。権利放棄の理由でございま

す。債権管理条例第15条第1項第3号に該当することを理由としております。権利放棄の時期につきましては、令和5年3月31日となっております。

続きまして、2点目でございます。

債権の名称は、水道使用料でございます。債務者の件数は355件、権利放棄する金額は総額で、39万7180円でございます。債権の内容につきましては、別添の資料の方をご参照願いたいと思います。権利放棄の理由につきましては、債権管理条例第15条第1項第3号に該当するものでございます。権利放棄の時期につきましては、令和5年3月31日でございます。

続いて、3点目。

債権の名称は、産業振興融資貸付金、債務者の件数は9件、権利放棄する金額は総額で90万円でございます。債権の内容につきましては、別添資料をご参照願いたいと思います。権利放棄の理由としましては、債権管理条例第15条第1項第3号に該当するものでございます。権利放棄の時期の時期につきましては、令和5年3月31日となっております。

なお、内容につきましては、別添資料のとおりでございますので、ご参照をお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

(福島 登 議長)

報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

議長



ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議、散会后から20日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、21日午前9時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の議会放送は21日、水曜日、午前9時から開始します。

これで議会放送を終了します。

どうも皆様、お疲れさまでした。

(散会時間：10時48分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員